

訓練期間の一部要件緩和について

令和2年7月以降に開講する訓練科から「実践コース」のうち、安定的な就職に有効な資格を取得できる特定の訓練コースに限っては2か月コースの設定が認められていましたが、次の①から④に掲げる配慮を必要とする特定求職者等に対して行う訓練コースについても、分野等を問わず2か月コースとして設定が可能になりました。

- ① 乳児、幼児又は小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）に就学している子を養育する特定求職者等
- ② 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第4号に規定する対象家族を介護する特定求職者等
- ③ 中学生以上の障害児を養育する者や、上記②対象家族以外の者の介護を行う特定求職者等
- ④ 複数の事業所で雇用される者、不安定な就労状態にある者（期間の定めのある労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者）等の在職中の特定求職者等、訓練受講にあたって訓練期間に特に配慮を必要とする特定求職者等

※具体的な相談・申請・スケジュールについては、各都道府県支部までお問い合わせください。